

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九第

行發日一月八年八正大

論 說

住居税の本質及其構造……………

法學博士

神戸 正雄

カーヘンターの社會改革意見……………

法學博士

河田 嗣郎

社會政策より觀たる吾國の財政(二)……………

法學博士

小川 郷太郎

人糞尿の國益(二)……………

法學博士

財部 靜治

植民地の勞働政策(二、完)……………

法學博士

山本 美越乃

時事問題

支那の富源開放と其社會問題……………

法學博士

戸田 海市

銀行の手形引受制度……………

法學士

大森 研造

雜 錄

航空運送……………

法學士

小島 昌太郎

今年度下半年に於ける内地産米の

量、價に就いて……………

法學士

伊丹 萬里

社會問題評論……………

法學博士

神戸 正雄

銀行の手形引受制度(二)

大森 研造

緒言

第一節 手形引受の概念

第一、銀行の手形引受業務

第二、引受けらるべき手形の種類

第三、手形引受の條件

第二節 手形引受制度の發達

第一、外國に於ける手形引受制度

I. 英國

2. 獨逸

3. 米國

第二、我國に於ける手形引受制度

I. 既往の状態

2. 日本銀行の成案發表

3. 成案發表後の狀況

第三節 手形引受制度の利害得失

時事問題 銀行の手形引受制度(一)

第一、手形引受制度の利益

第二、手形引受制度の弊害

第四節 手形引受制度の批評

第一、輸入手形に就いての批評

第二、輸出手形に就いての批評

第三、金融手形に就いての批評

結論

緒言

歐洲戰亂の勃發以來我經濟界は大活躍の好機を捉へ海外貿易の進展は空前の盛況を呈せしと雖も翻つて我金融市場の趨勢を觀るに其發達遲々として進まず古來の慣習たる證書借入の方法と殆んど擇ぶ所なき約束手形の取引尙盛行はれ爲替手形の流通未だ完全の域に達せず殊に手形引受の如き特殊の場合を除きては多く其範圍を個人に限定し爲替資金の缺乏を訴ふる毎に巨額のコールを吸収して一般財界に波瀾を惹起せし等歐米先進國のそれに比して大に遜色なき能はず即ち我國金融の世界的地位を昂上せしめ對外經濟戰上鞏固なる基礎を樹立せんがために機宜の劃策を講ずるは正に刻下の急務なりと云はざるべからず、此時に當つて日本銀行が手形引受制度の實施を勸奨せしは我金融界のために深く歡ぶ所なり。

抑も該制度は夙に倫敦市場に於て行はれ近時獨佛米等に於て顯著なる發達を遂げし所のものに

して若し其施設宜しきを得んか我金融界をして國際的地位を向上せしめ少なくとも東洋市場の金融中心地たらしむるものなれば宜しく朝野一致踴躍以て現狀に適し實際に通ずるの制度を樹立することに努めざるべからず是れ予が非才自ら揣らず敢て莽鹵の罪を俛つに至りし所以なり。

第一節 手形引受の概念

第一、銀行の手形引受業務

銀行の手形引受業務(Akzeptgeschäft, Accepting business)とは銀行が取引先の爲めに自行に宛て取引先自身又は第三者をして爲替手形を振出すことを許し其手形の呈示せられたる時之が支拂を引受くる一種の信用許容(Kreditgewährung)にして手形の割引融通の便を得せしめんがために行ふものなり而して銀行業務の系統より謂ふ時は手數料業務に屬する一種の受信業務たり。

Riesserは獨逸信用銀行の間に行はるる手形引受業務を(1) Warenakzept (2) Industrie akzept (3) Spekulationsakzeptの三種に區分せり、

法律上手形引受(Acceptance, Annahme od. Akzept)とは爲替手形の支拂人が手形の文言に従ひて手形金額支拂の義務を負擔する(ことを目的としてなす附屬的手形行爲なり(商法四六五條、松本博士手形法二八五頁)但し茲に注意すべきは手形引受が所謂隠れたる手形保證(Verkleidete Wechselbürgschaft, fidei jussio palliata)として債務擔保の目的を達する場合ありも固有の意義に於ける手形保證(Wechselbürgschaft im eigentlichen Sinne)とは明瞭に區別するを要す、

手形保證とは主たる手形行爲に因りて生じたる債務を擔保する目的を以て爲されたる従たる手形行爲にして(商法四百九十七條)換言すれば保證は従たる手形行爲にして主たる債務の存在を前提とする債務の擔保行爲なり但し米國の銀行が小切手の支

拂保證(Certification of Cheque)の際の“Accepted”なる印象を用ふるは法律上并に實際上の効果が兩者の異なる所極めて少なきを以てなり。

第二、引受けらるべき手形の種類

銀行の引受をなす手形は大別して二種となすことを得一は商業手形(Commercial Bill)にして即ち商取引の結果發生したる手形なり、他は金融手形(Financial Bill)にして單に資金融通の目的を以て振出されたる手形なり。

(一) 商業手形は更に之を Documentary Bill と Credit Bill とに區別することを得、

(A) Documentary Bill とは所謂荷付爲替手形にして商取引の目的たる貨物の船荷書類を添加したるものなりこは内地取引に係るものあるも輸出入關係の結果發生したるもの其大部分を占む、

(B) Credit Bill とは商取引の結果として發生するものなるも直接に貨物の附帶することなき手形にして主として内地商取引の場合に行はるゝものなり。

(二) 金融手形(Financial Bill, Finanz wechsel)は普通商人によつて振出されたるものに非ずして金融業務に従事する銀行、會社、手形仲買人等が資金調達を以て銀行に宛て振出す所のものにして宛名銀行の引受けによつて市場に賣却せらるゝものなり従つて賣買流通せらるゝ範圍自ら狭小なるを免れずして割引歩合も亦商業手形に比して平均二分の一パーセント位高歩を唱ふるを通例とす、金融手形は更に之を細別して二種となすことを得、

(A) Finance Bill は手形仲買人等が株式其他の證券類を擔保として振出すものにして一國內の關

係に止まるものなり。

(B) Foreign financial Bill は國際間割引歩合の差違を利用して外資の一次的借入をなさんか爲めに行はるゝ所のものにして米國の銀行が倫敦及び獨佛等の銀行に宛て、振出す巨額の金融手形は此種に屬す。

Warburg は歐洲諸銀行が引受けをなす爲替手形を區分して (1) Documentary Bill (2) Credit Bill (3) Finance Bill の三種をなす¹⁾。單に資金調達目的を以て振出されたる融通手形、金融手形、或は空手形 (Accommodation Bill, Finance Bill or Kites) に對し現實の商取引に基きて發生せる手形と眞正手形、商業手形或は商賈手形 (Genuine Bill, Commercial Bill or Produce Bill) と謂ふ今兩者を比較するに形式上何等の相異なきも實質上後者に於ける約因 (Consideration) の眞正 (genuine) なるに對し前者に於ける約因は假想的 (fictitious) なり而かも此相異は手形面に表現せざるを以て區別するに頗る困難あり。

第三、手形引受の條件

前項に於て述べたる各種の爲替手形は豫め銀行と取引先間に於ける引受に關する約定即ち引受極度金額、擔保の有無、引受手数料等の各條件に基き銀行は其呈示を受くるや直ちに手形面に引受を實行し之を所持者に交付す蓋し引受約定が輸入貿易に關する場合は引受銀行に於て商業信用狀の發行を爲し以て引受の特約を具體的に第三者に表示する場合多しとす、銀行が其取引先の爲めに手形引受勘定を開始するに方りて豫め定むべき條件に付きては英佛獨米各々多少の相違あり而して細微の點に至りては各銀行皆特殊の取扱振あるべきを以て之を詳細に知ること甚だ困難なれども左に其概要を誌さん。

1) (Warburg, The discountsystem in Europe. p. 7.)

(一) 極度、得意先の信用地位等に應じて大體の極度を定むること普通なり。而して極度は引受残高に由りて定むる場合と一回限り何程と定むる場合とあり前者は商業手形引受の場合に行はれ後者は金融手形の場合に稀に行はる。

(二) 擔保、擔保の有無種類等は取引の性質によりて之を定む、重要商品例へば綿花羊毛穀物銅の如き貨物の輸入荷爲替手形の引受に對しては擔保を要せざるを普通とす何となれば是等の手形に附帶する貨物は其儘銀行の擔保品となるを以てなり、但し貨物を輸入者に引渡すに當りては或は代り金を徴し或は擔保品を差入れしむる等臨機の方法を講ずること勿論なり、一般商品其他雜貨等に對する手形の引受に就きては或は一部の擔保を徴し或は全部の擔保を徴することありて場合に依りて同じからず次に輸出に對する手形の引受は原則として擔保を徴す何となれば手形に附帶する貨物は直ちに輸出先に向けて發送せらるゝものなるを以てなり、平素の得意先に對し一時の爲めにする引受到ては擔保の有無は全く得意先の信用地位によるものにして一定の標準なきが如し、最後に夫の金融手形に就きては原則として擔保を徴求することゝなすが如し擔保の種類は手形及び確實なる有價證券其大部分を占めこれに次ぎて銀行の得意先のために保有する現金又は貨物引換證券等をも見返りとなすことあり。

(三) 手形の期間、引受手形の期限は普通二ヶ月或は三ヶ月とし罕に四ヶ月又は六ヶ月のものあり而して六ヶ月を以て最長期となす。

(四) 引受手数料、引受手数料は三ヶ月手形に對し四分の一パーセント即ち年一分を以て普通の

標準となす、獨逸に於ては海外手形に關しては競争上六分の一パーセントに低下せしことあり又千九百十二年の獨逸銀行同盟の規約は特に南米諸會社の手形に對しては一、三三パーセントの特別手数料を以て引受をなすこととせり然れども實際に於ては銀行はその手形の種類得意先の如何又は手形期間の長短によりて多少の手心を用ふることあるを以て到底一樣に論じ難し。

(五) 支拂、引受手形はその期限の到來する三日以前に於て依頼人をして入金せしむるを以て倫敦に於ける一般の慣習となし銀行は之を以て満期日の手形の支拂をなす。

第二節 手形引受制度の發達

第一 外國に於ける手形引受制度

(一) 英國

英國は手形引受制度の祖國にして其濫觴を倫敦輸入商に發す、蓋し輸入商は其輸入したる貨物に對して振出したる手形を自ら引受けしが斯る手形は引受人たる輸入商の信用の程度資産の多少等によつて割引歩合に著しき相違あるのみならず割引を得るに難易ありしかば二流以下の輸入商は一流の同業者に請ひ代つて引受人たらんことを求め其報償として引受手数料 (Acceptance commission) を支拂ふの慣習を生ずるに至れり、一流の輸入商は常に二流以下の同業者の財産状態を熟知し且つ其行ふ取引の良否を鑑別し得るを以て引受業務に由り相當の利益を收め自ら進んで盛に之を營むに至り斯くて引受業務の分化發生を見資産信用の大なる商人の間よりして金融市

場に有力なる一階級を生ずるに至れり之れ即ち倫敦に於て普通引受商會又は個人銀行家 (Accepting house or Merchant Bankers) と稱するものにして渠等は實に英國信用組織の前哨と謂ふべきものなり而して第一流引受商會の署名を得たる手形は直ちに Bankers bill, Bank acceptance, Prime bill となりて恰もミヌス王の手に觸れたる萬象の黄金に化しけん如く割引商會又は銀行を経て直ちに黄金たり得るものとす此引受信用 (Acceptance credit) こそ英國に對して Withers の所謂無形の輸出品 (intangible exports) の重要部分を爲すものにして Withers 曰く "If the producer of the produce is the original creator of the bill, it is the acceptor who, by his signature, gives it currency and hall-marks it for the purposes of the London market." と蓋し至當なるを失はず。

晩近に至り商業貿易の發達に伴ひ此種信用の需要急激に増加せしかば一般銀行 (Bank of deposit, Joint-stock bank, cheque-paying bank) にも引受業務を兼營するものを生じ其他殖民地銀行及び外國銀行倫敦支店等も亦各其殖民地及本國との爲替上の便宜を計るため或は政府公共團體の資金調達の便に供せんがために該業務を營むに至りかくて倫敦が世界の金融中心地として内外に重きをなすに従つて引受業務も愈益隆盛に赴くに至れり。²⁾

Accepting house or merchant bankers は手形の引受をなせしむる資金の貸出をなすに稀にして該手形の割引業務は主として一般銀行又は割引商會 (discount house) によりて行はる。

米人 Leopold Frederick 氏の調査に係る一九一八年十一月末倫敦紐育両市場に於ける銀行引受手形現在高を示せば左の如

し。

1) Withers, money-changing, p. 84 do. the meaning of money, p. 162

2) Withers, the meaning of money, p. 163-164.

Keynes, the City of London and the Bank of England. Withers, English Banking System, p. 85-87.

倫敦

一、倫敦手形交換所、組合銀行、殖民地銀行、外國銀行支店及個人銀行の引受總高概算

500,000,000 弗

紐育

一、紐育各國立銀行、各州立銀行及信託會社引受高

110,000,000 弗

一、紐育外國貿易會社及外國支店引受高

100,000,000

一、個人銀行引受高

20,000,000

合計

330,000,000

一、内國商業金融目的の引受高

134,000,000

差引

317,000,000

一、紐育經由輸出入外國貿易金融目的の引受高

前記の數字に對し Frederick 氏は左の如く批評せり「上掲の數字は勿論倫敦が紐育に比して遙かに懸隔を示すものにして縱令紐育に於て國際貿易を處理すべき諸種の機關に緊要なる改善を施されたりとするも尙倫敦は今後十年間優越の地位を保つべきを必せり」と。

(二) 獨逸

獨逸の銀行は英國に倣ひ近來廣く手形引受業務を營むに至れり而して引受業務は之を (一) Waren-akzept (2) Industrie akzept (3) Spekulation akzept に分ち商工業者に多大の利便を與へつ、ありと雖も就中其最も重要なるものは荷爲替手形にして戦前獨逸の馬克手形が歐洲金融市場に於て磅手形と殆んど擇む所なきの地歩を占むるに至りしは主として銀行の引受業務に負ふものとす、獨逸に於て該業務が著大の發展を示したるは千八百八十九年以後のことにして即ち千八百八十四年より千八百九十九年に亘り引受手形の膨脹したる比例は株式資金に對し五二・八パーセントより六〇・五パーセントに預金に對し一三七パーセントより一四二パーセントに増加せり、¹⁾ 斯

1) Weber, Depositenbanken und Spekulationsbanken. s. 117

の如く手形引受の獨逸銀行界に特に巨額なる理由は同國が英國の如く merchant bankers or Accepting house の發達せざるによること勿論なるも尙(一)獨逸の商人は英國の如く現金拂を以て決済すること極めて稀にして通常取引銀行宛手形を振出し銀行をして之を引受けしめたる後債權者に交付するか若くは債權者をして直接取引銀行宛手形を振出さしめ銀行をして引受けせしむるかの方法によりて債務の決済をなし(二)又地方銀行が株式投機を行ふに必要な資金を得んがために大銀行の引受を利用する場合多きと(三)同國大銀行が工業會社と特種の關係に立つが故に工業會社の振出したる手形の引受割引の盛に行はるゝ等の諸點に求めざるべからず。而して獨逸に於ける手形引受の最初の利用は國際取引に於ける輸入貨物に對する Remboursgeschäft-Transierungs kredit

海外取引に於ける擔保貸付の一方法にして即ち大洋浮動中の貨物の如き直接管理の下に置く能はざる擔保物の信用 Lombard-

dingung schwimmender Waren を謂ふ。

の方法により其端緒を發し獨逸海外貿易の進展と共に益々盛大に趣きしが引受業務は啻に此等貿易業者のみに利益を與ふるものに非らず國內商業取引者も亦其取引上常に有利に利用しつゝありその結果曩きに彼等の間に行はれたる長期信用 (langfristige Kredit) は漸次其期限を短縮するの効果を齎らすに至れり。

千八百九十六年獨逸取引所法の改正は定期取引をして萎微不振の状態に陥れしが直取引 (Kassageschäft) は漸次盛大に趣き其結果此方面に於ける正貨の需要著しく増加したるが爲め地方銀行は大銀行の門に趨り資金の供給を仰ぐに至れり而かも其資金收得の方法は多く手形引受の形式に

より純然たる擔保貸付によること稀なりき蓋し擔保貸付による時は其歩合通常市場割引利率より高きも大銀行によりて引受けられたる手形は市場歩合にて割引せらるゝを以て假令其手數料を通算するも擔保貸付に比して利益多ければなり、投機業者に對する引受は商業信用の如く確實の程度高からず且つ其信用は多く支拂能力不充分のものに與へらるゝが故に常に危險を伴ふ恐あり獨逸に於て此種の引受が盛に行はるゝは同國銀行制度の弱點なり。

次に獨逸銀行界に於て普遍的なる工業信用は銀行の引受に俟つこと大にして獨逸の如く銀行と工業界との關係密接なる處にありては盛大なること寧ろ當然の現象なり。

工業信用は之を經營信用と設備信用との二者に區別することを得べく則ち原料品の買入役員俸給職工賃金保險掛金等に對する信用は前者に屬す斯る場合は概ね短期信用にして設備信用の場合に比すれば危險少なきも工業信用たる以上之に對する警戒は商業手形に對する如く簡單なるを得ざるなり設備信用即ち企業の設備に必要な營業資金の融通を目的とする場合は前者と全く其趣を異にし満期日に接近するや新なる手形を以て切替へ更に引受割引を得て其満期を繰り延べ遂に資金の固定は避け得べからざるに至るなり元來手形引受は即時直接に資金を供給するものならざるを以て其手形の長期なることは却つて銀行を誘致して引受信用を與ふるに容易ならしむるの傾向あり之が爲め獨逸に於ては此種の手形多額に上り戦前獨逸に流通する手形の七八分を占めしと云ふ工業と特別の關係に立つ獨逸諸銀行に於ては免れ得ざる禍根と云ふべき乎。

抑も手形の引受は手形裏書の場合と異なり引受銀行をして主たる債務者たらしむるものなるが

故に引受をなするに當りては銀行業者は周到なる注意を拂ひて手形の價値を識別すると同時に引受總額に就ても等しく注意を怠る可からず若し夫れ金融手形信用手形の引受に際して齟齬を生ずることあらんか其影響する所當に一二銀行に止まらず一國經濟界を毒することあるべし茲に於てか獨逸經濟界の先覺者間に於て手形引受到制限を設くべしとの議論盛なるに至れり而して銀行引受手形の總額は如何なる範圍に局限せらるべきやに關し獨逸に於ける通説は其株式資金並に準備金の合算額を以て限度となすものゝ如し。

(三) 米 國

紐育市場に於て銀行引受制度の必要が提唱せられたるは一九〇七年恐慌以來の事にして米國の金融組織が歐洲に比して遜色ある所以は一に引受制度の不備従つて手形割引市場の幼稚なるに基因すと論斷するもの續出するに至れり米國貨幣委員會に於て Jacobs, Lawrence 氏等が米國國立銀行兌換券の保證準備として商業手形を用ふる能はざるを遺憾とし其供給を大ならしめんがために盛に銀行引受手形の必要を鼓吹したるが如き其一例と謂ふべし¹⁾。

抑も米國に於て商人引受の制度 (Trade acceptances) は沿革上の原因に基くものにして何等法律上の原因に據るに非らず現に國立銀行は當初より商人引受手形を割引くことを許せしが之に反して銀行引受制度 (Bank acceptances) は法律上明かに之を禁止せり蓋し引受債務を銀行に負はず時は一種の期限付債務を負擔することゝなり而かも銀行の現在所有準備割合には直接に影響を與へざるを以て不知不識の間に預金準備を危くするの惧あり是れ即ち預金準備の保持を最重要視せる

1) Jacobs, Bank Acceptances, Report of national monetary Commission 1910
J. L. Laughlin, Banking Reform. p. 170

米國銀行法の精神に眷馳するものと謂はざるべからずこれ從來の合衆國法並に各州法に於て銀行の
手形引受を禁止せる所以なり然れども他方に於て銀行引受制度の必要を唱道するもの日々に増
加するに至りし際恰も一九一四年七月世界大亂の勃發するありて倫論金融市場は半閉鎖の窮狀に
陥り從來同市場の方によりて營まれたる米國外國貿易は已むなく白國の銀行資金に依頼するの外
なきの狀勢となりしを以て同年八月一日紐育州の銀行法の改正あり同州内の州立銀行並に信託會
社に手形引受業務を許容するに至れりこれ米國に於ける手形引受制度に一新期を劃するの立法と
稱するを得べし次に一九一四年十一月十六日聯邦準備銀行法の施行あるや同法の規定に基き各國
立銀行は輸出入貿易に基きて發生したる手形の引受をなすことを許されたるを以て紐育の大銀行
は争ふて同業務を營むに至れり同時に引受手形の公市場取引も開始せられ手形仲買人中引受手形
を専門に取扱ふ店舗さへ生ずるに至れり又紐育準備銀行に於ても同時に銀行引受手形の購入を開
始したり翌一九一五年三月の統計によるに紐育市所在各銀行の引受けたる手形總額は七千七百五
十萬弗に達したりと其後引續きて準備銀行法の改正あり益引受制度の便加はりしを以て銀行の引
受手形は米國金融界に於ける優良なる放資物件となるに至れり。

第二、我國に於ける手形引受制度

(一) 我國に於ける既往の狀態

何れの社會に於ても經濟發達の階段は物々交換經濟より貨幣經濟に移り次で信用經濟に入り爰
に近代の特色を發揮するに至るものにして信用の成形は實に經濟の至重問題なり而して信用の成

形上現時の經濟取引に缺ぐべからざるものは手形の流通なるが手形は爲替手形に依りて漸く完全の域に向ひ遂に銀行の引受制度普及するに至り始めて其職能を全ふするものなり。

約束手形 (Eigene Wechsel) は信用上の證據たるに止まり取引上大なる危険を伴ひ振出人を理解する二三の者を除く外は之が流通範圍を擴張するの餘地なし然るに近時爲替手形 (Bausogene Wechsel) の流通旺盛なるに至り手形は證據證券より一轉して流動的放貨物となり其賣買は割引市場の擴大と共に唯利息問題によりて支配せらるゝに至れり是れ現今歐洲文明國に於ては約束手形は殆んど其跡を絶ち爲替手形の流通益々盛大なるに至りし所以なり。

今歐米先進國の金融業者を見るに前述せし如く熾に手形引受業務を行ひ銀行引受手形の金融市場に轉帳するもの頗る多く該業務は益々發達を見るの盛況に在るも我國に於ては英國の Joint stockism を採用せるに拘らず英國に於けるが如き手形引受業者、手形割引會社其他の金融業者 (Exchange House) の設立を見ず借用證書に等しき約束手形の取引今尙盛んに行はれ爲替手形流通するあるも此等手形の引受は殆んど全く個人に限定せられ銀行引受手形の制度を見るに至らざりしは金融界の一大缺點とする所なり。

我國既往に於て手形引受につき二三の例外なきに非らず即ち臺灣銀行が納税又は原料購入資金を調達せしむるため各砂糖會社の振出したる手形を引受けたるが如き横濱正金銀行が米國に於て所有する正貨を擔保として川崎造船所の振出手形を引受けたるが如き又興業銀行が鈴木商店の振出手形を引受けたるが如き是なり然し此等の手形は一般金融市場に流轉せざりしがため殆んど世人の注意を喚起するに至らず (商業經濟研究細井氏「銀行支拂承諾勘定に就きて」参照)

是れ念ふに我國銀行が平素只管眼前の小利害に没頭して國家永遠に亘る經濟策の研鑽を怠りしに基くと雖も他面に於て銀行の手形引受が金融取引に大改善を加ふる所以なるを知らざるに因由するものなり然るに歐洲戰亂の結果我經濟界は異常の好影響を蒙り實力の充實向上驚くべきもの

あり此時に當つて井上日本銀行總裁が米國の該制度採用の實蹟に刺激せられ且は時局の進展に鑑み戰後に於ける貿易及産業の維持發展に資するの緊急施設として手形引受制度を懲憑するに至れり。

(二) 日本銀行成案の發表

今日本銀行當路の發表せし成案を見るに外國貿易金融を今後一層圓滑ならしめんとする趣旨を以て外國貿易上の實際取引に基く銀行引受手形の再割引をなすの途を開き其割引歩合は日本銀行の公定歩合中最低率を適用して特に之を優待することゝなし又戰時中に擴張せられたる我國産業の維持又は整理をなすに必要な資金の調達を順便ならしめんが爲めに臨機の措置として事業會社等が資金の融通を受くる目的を以て作成したる銀行引受手形中種々の關係より考察して優良と認めらるゝものに對して特に再割引を爲すの方法を設け其割引歩合は株券其他の見返品を擔保とする手形の例に依ることゝせり、而して外國貿易上の取引に基く銀行引受手形は如何にして發生せしむるやにつき左の如き説明を下せり。

(A) 輸入の場合、

從來輸入の場合に爲替銀行が外國の輸出商より買入れたる手形は内國の輸入商宛の爲替手形にして爲替銀行は之を市場に賣却し難く期日までは之を握り居らざるを得ず爲めに爲替資金の運轉上尠なからざる不利不便なりしが今後内地重要稱市の有力銀行が我が輸入商の爲めに信用狀を發行し外國に於ける輸出商は之に基き當該銀行宛に自己を受取人としたる爲替手形を振出し之を買取りたる爲替銀行は内地に轉送して其支拂人たる銀行の引受けを得ることゝすれば其手形は外國

に於ける輸出商の署名あるが故に融通手形にあらざること明瞭なる上に内地の有力銀行の引受署名を有するを以て最も優良なる放資物の一として市場に歓迎せらるゝに至るべし。

(B) 輸出の場合、

輸出の場合は輸入の場合の如く銀行引受手形を發生せしむる機會は多からざれども輸出貨物仕向先の金利が内地の金利より高率なるが又は仕向地に於ける割引市場不備にして其他の資金を利用することを得ざるかの爲めに數箇月に亘る爲替資金を内地にて調達する必要がある場合に於て輸出商が輸出貨物の仕向地へ到達すべき日數と手形郵送に要すべき日數との差を見込み一時内地市場の低利の資金を使用せんとするには是亦銀行引受手形の方法に依るを便とす然らば其方法は如何にするやと云ふに我輸出商は爲替銀行に豫め手形引受に關する約束を結び置き貨物の輸出と同時に自己を受取人とせる爲替手形を振出し船積書類を引渡したる上手形の引受を求め而して該手形を他の市中銀行に賣却して資金を得手形期日に際しては輸出商は別に從來の通り爲替手形を振出し其爲替銀行に就きて之を賣却し其代り金を以て前手形債務の償還に充つることとするなり。

(三) 成案發表後の狀況

成案發表後日銀當路は關西京濱の銀行家及貿易業者を招待して該施設に關する説明をなし之が利用の勧誘に努め新聞雜誌亦盛んに引受制度を論議せしがため漸次一般世人の注目を喚起するに至りしと雖も實行上種々の障害ありて特種銀行の引受に係る金融手形の出廻は幾分ありしも普通銀行の引受に係る爲替手形に付ては一般貿易業者が手形引受制度を利用するに至るは前途尙遼遠なりと謂ふべき乎。